

「第1種・第2種衛生管理者試験」法改正情報

■情報機器ガイドラインの制定

「旧 VDT ガイドライン」が廃止され、新たに「情報機器ガイドライン」が制定されました。内容に大きな変更はありませんが、以下の用語変更が行われています。

改正前	改正後
VDT作業	情報機器作業
単純入力型および(または)拘束型に該当するVDT作業	情報機器作業
VDT作業健康診断	情報機器作業における特殊健康診断

■「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」の制定

「労働安全衛生法の一部を改正する法律に基づく職場の受動喫煙防止対策の実施について」が廃止され、新たに「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」が制定されました。

○各施設と対策

区分	対策
●第一種施設 多数の者が利用する施設のうち、受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が主として利用する施設 学校、児童福祉施設、病院、診療所、行政機関の庁舎など	敷地内禁煙 屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置が取られた場所に、喫煙場所を設置することができる
●第二種施設 多数の者が利用する施設のうち、第一種施設および喫煙目的施設以外の施設(個人の自宅やホテルなどの客室などの人の居住の用に供する場所は適用除外) 事務所、工場、ホテル・旅館、飲食店、旅客運送事業船舶・鉄道、国会・裁判所など	原則屋内禁煙 喫煙を認める場合、喫煙専用室などの設置とといった「空間分煙」が必要である
●喫煙目的施設 多数の者が利用する施設のうち、その施設を利用する者に対して、喫煙する場所を提供することを主たる目的とする施設 公衆喫煙所、店内で喫煙可能なたばこ販売店、喫煙を主たる目的とするバーやスナックなど	施設内で喫煙可能

※屋外や家庭など…喫煙を行うときは、周囲の状況に配慮する。

○事業者は、喫煙専用室を設置しようとするときは、次の事項を満たすこと。

- ①技術的基準に適合すること。
 - ④喫煙専用室の出入口において、室外から室内に流入する空気の気流が0.2m/s以上であること。
(注)室外から室内に流入する空気の気流はおおむね3か月以内に1回、定期的に測定すること。
 - ⑤たばこの煙が室内から室外に流出しないよう、壁、天井等によって区画されていること。
 - ⑥たばこの煙が屋外又は外部の場所に排気されていること。
- ②喫煙専用室の出入口の見やすい箇所に必要な事項を記載した標識を掲示しなければならない。
- ③喫煙専用室へ20歳未満の者を立ち入らせてはならない。

○事業者は、妊娠している労働者や呼吸器・循環器等に疾患を持つ労働者等、受動喫煙による健康への影響を一層受けやすい懸念がある者に対して、受動喫煙を防止するため、特に配慮を行うこと。

○事業者は、20歳未満の者を喫煙専用室等の喫煙可能な場所に立ち入らせることが禁止されている。また、喫煙専用室等の清掃作業等、喫煙専用室等に立ち入らせて業務を行わせないようにすること。

■特定化学物質障害予防規則等の改正

特定化学物質障害予防規則等の一部が改正され、金属アーク溶接等作業で発生する溶接ヒュームは、特定化学物質の管理第2類物質に位置づけられました。

※金属アーク溶接等作業は、特定化学物質作業主任者を選任する必要があります。(令和4年4月1日から施行)

(2021年4月現在)

『スピード完成！第1種・第2種 衛生管理者 合格直結300問』法改正情報

ページ	項目と該当箇所		変更前	変更内容
62	VDT作業	タイトル 11行目 15行目	以下の用語を変更	
			VDT作業	情報機器作業
			「単純入力型」及び「拘束型」の作業においてVDT作業	情報機器作業
			VDT作業健康診断	情報機器作業における特殊健康診断
67	労働安全衛生法の一部を改正する法律に基づく職場の受動喫煙防止対策の実施について		「労働安全衛生法の一部を改正する法律に基づく職場の受動喫煙防止対策の実施について」	「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」に差し替え
73	衛生管理体制について知っておこう！	18行目	P62と同様に、用語を変更	
82-83	5 VDT作業	タイトル 問題1～3、解説	P62と同様に、用語を変更	
98-99	13 労働安全衛生法の一部を改正する法律に基づく職場の受動喫煙防止対策の実施について	問題1～3、解説	問題1～3と解説（本文省略）	削除
155	作業主任者と免許	作業主任者が不要な作業	アーク溶接作業	削除
		作業主任者が不要な作業の覚え方	「司令総監はあせらない！」 試験 レーザー 騒音 潜水艦 はんだ アークセメント	「司令総監はせめない！」 試験 レーザー 騒音 潜水艦 はんだ セメント
164	特定化学物質障害予防規則	上段表内「第2類物質」	—	「溶接ヒューム」を追加
		表下の注釈	—	※溶接ヒュームを取り扱う作業については、令和4年4月1日より作業主任者の選任が義務づけられる
174-175	安全管理体制3 作業主任者	問題2 選択肢(2)	屋内作業場におけるアーク溶接の作業	セメント製造工程においてセメントを袋詰めする作業
		解答と解説2 解き方のコツ	「司令総監はあせらない！」 試験 レーザー 騒音 潜水艦 はんだ アークセメント	「司令総監はせめない！」 試験 レーザー 騒音 潜水艦 はんだ セメント
264	作業管理の具体例	問題2 選択肢B	P62と同様に、用語を変更	
276	模擬試験問題	問題8	P62と同様に、用語を変更	
294	模擬試験問題 解答	問題8 解答	P62と同様に、用語を変更	